

| 邑楽町教育委員会会議録 | |
|-------------|---|
| 開会年月日時刻 | 平成 31 年 3 月 25 日（月）午前 10 時 15 分 |
| 閉会年月日時刻 | 平成 31 年 3 月 25 日（月）午前 11 時 40 分 |
| 開会の場所 | 邑楽町役場 2 階 201 会議室 |
| 議案事項 | <p>議案第 2 号 平成 31 年度邑楽町教育行政方針について</p> <p>議案第 3 号 邑楽町教育委員会事務決裁規程について</p> <p>議案第 4 号 邑楽町立学校長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第 5 号 邑楽町高等学校等就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について</p> <p>議案第 6 号 邑楽町学校給食異物混入対策マニュアルについて</p> <p>議案第 7 号 平成 30 年度末事務局等職員人事について</p> |
| その他 | <p>1) 平成 30 年度末教職員、事務局等職員人事について</p> <p>2) 平成 31 年 4 月行事予定について</p> <p>3) 次回教育委員会について</p> <p>4) その他</p> |
| 出席者 | <p>教 育 長 藤 江 利 久</p> <p>委 員 黒 澤 幸 男</p> <p>委 員 岡 田 真 幸</p> <p>委 員 谷 津 洋 子</p> <p>委 員 中 村 郷 志</p> |
| 説明員 | <p>学校教育課長 中 繁 正 浩</p> <p>生涯学習課長 半 田 康 幸</p> <p>教育委員会書記 高 橋 克 徳</p> |

会議録

議長（藤江）

ただ今より、3月定例教育委員会を開会いたします。
それでは今回の議事録署名人を決定いたします。
黒澤委員、谷津委員にお願いします。
続きまして、教育長事務報告をさせていただきます。

前回の教育委員会から今回の教育委員会まで、行事予定表を基に主なものを説明させていただきます。

2月27日は社会教育委員会が午後7時からありました。3月1日は館林高等特別支援学校の卒業式に出席しました。2日は文化財保護調査委員会が行われました。同日に邑の森音楽フェスが行われました。3日は町長杯争奪サッカー大会がスポレク広場で行われました。同日におうら和田太鼓フェスティバルが邑の森ホールで行われました。4日は課長会議がありました。5日から議会本会議が始まりました。この時に議員さんから発議ということで、議員の議席を14から12に減らしたらどうかということが出されましたが否決となりました。6日は議会の一般質問が行われました。学校関係では、2つの中学校で部活動について差があるということから、統合について質問がありました。8日は管内校長会が行われました。10日はたてしん杯少年野球6年生大会が行われ、群馬県内各地からチームが集まり、レベルの高い大会となりました。11日は東日本大震災から8年ということで黙祷が行われました。13日は中学校の卒業式が行われました。14日は議会の本会議があり、来年度の予算が滞りなく承認されました。15日は議会本会議の最終日でした。18日は課長会議がありました。同日に英語指導助手についてのプロポーザルがありました。19日は子ども子育て会議がありました。同日に県費教職員の内示がありました。20日は県費臨時教職員の面接がありました。同日に勤労青少年ホーム運営委員会が行われました。22日は課長会議があり、役場職員の内示がありました。同日に小学校の卒業式がありました。23日はおうらこども園・保育園の卒園式があり、私は南保育園に出席しました。24日は第40回邑楽町長杯争奪近県少年柔道大会が行われました。教育長事務報告は以上になります。

議長（藤江）

何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、次に議事に入ります。最初にお諮りしますが、議案第7号平成30年度末事務局等職員人事について、その他の1)平成30年度末教職員、事務局等職員人事については人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条

会議録

| | |
|-------------------|---|
| | <p>第 7 項及び第 8 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>〔異議なし〕</p> |
| <p>議長（藤江）</p> | <p>異議なしと認めます。議案第 7 号平成 30 年度末事務局等職員人事について、その他の 1)平成 30 年度末教職員、事務局等職員人事については非公開にし、公開案件審議終了後に協議します。</p> <p>それでは、議案第 2 号平成 31 年度邑楽町教育行政方針について、中繁学校教育課長・半田生涯学習課長説明をお願いします。</p> |
| <p>学校教育課長（中繁）</p> | <p>平成 31 年度の邑楽町教育行政方針については、別冊となっております。前回 2 月教育委員会で案をお示しした後の学校教育課に関する部分の修正はございませんでした。</p> |
| <p>生涯学習課長（半田）</p> | <p>生涯学習課に関する部分についても変更点は発生しておりません。</p> |
| <p>議長（藤江）</p> | <p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 2 号平成 31 年度邑楽町教育行政方針について、御承認頂けますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p> |
| <p>議長（藤江）</p> | <p>議案第 2 号平成 31 年度邑楽町教育行政方針についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第 3 号邑楽町教育委員会事務決裁規程について、中繁学校教育課長説明をお願いします。</p> |
| <p>学校教育課長（中繁）</p> | <p>すでに、邑楽町教育委員会事務決裁規程が存在しておりますが、総務課及び会計課所管の邑楽町財務規則、総務課所管の邑楽町事務決裁規程がそれぞれ見直され、4 月 1 日付で改正されることに伴いまして、関連する教育委員会の事務決裁規程についても見直しを行い、全部改正するものでございます。第 1 条は、目的を定めたものでございます。第 2 条は、決裁、専決、代決など用語の意義を定めるものでございます。第 3 条では、専決、代決したものは教育長の決裁と同じ効力を有すると定めるも</p> |

会議録

のでございます。第 4 条は、専決事項であっても、専決することが出来ない重要な事項を定めるものでございます。第 5 条は、その専決事項は邑楽町事務決裁規程の例によるものとするものでございます。第 6 条は、決裁手続きの順序を定めるものでございます。第 7 条は、教育長の事務の代決について、所管課長が代決する旨を定めるものでございます。第 8 条は、課長の事務の代決について、当該課の課長補佐、係長が代決する旨を定めるものでございます。第 9 条は、代決は予め指示を受けた事項などに限る旨を定めるものでございます。第 10 条は、代決した場合は上司に報告し承認を求めることを定めるものでございます。第 11 条は、専決、代決した場合の表示について定めるものでございます。第 12 条は、代理審査の読み替え規程でございます。第 13 条は、決裁に使用する印章について定めるものでございます。附則では、施行日を平成 31 年 4 月 1 日とするものでございます。

議長（藤江） 何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 3 号邑楽町教育委員会事務決裁規程について、御承認頂けますでしょうか。

（賛同の声あり）

議長（藤江） 議案第 3 号邑楽町教育委員会事務決裁規程についてを提案どおりに決定します。

次に議案第 4 号邑楽町立学校長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、中繁学校教育課長説明をお願いします。

学校教育課長（中繁） こちらも、先ほどと同様に、財務規則と事務決裁規程の見直しに伴い、関連する内容を改正するものでございます。改正内容ですが、第 1 条中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げるというものでございます。

議長（藤江） 何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 4 号邑楽町立学校長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、御承認頂けますでしょうか。

（賛同の声あり）

会議録

| | |
|------------|---|
| 議長（藤江） | <p>議案第 4 号 邑楽町立学校長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第 5 号 邑楽町高等学校等就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について、中繁学校教育課長説明をお願いします。</p> |
| 学校教育課長（中繁） | <p>別記様式第 1 号を改正するものでございます。改正の内容は、世帯状況の生年月日欄と申請理由欄につきまして、申請者が記入しやすいように改めるものでございます。</p> |
| 議長（藤江） | <p>何かご質問・ご意見等ありますか。</p> |
| 教育委員（黒澤） | <p>「年月日」とあり、「平成」が入っていませんが、これは西暦で書くのですか。</p> |
| 学校教育課長（中繁） | <p>これは西暦でも和暦でもどちらでも大丈夫です。</p> |
| 議長（藤江） | <p>ほかにありますか。ないようですので、議案第 5 号 邑楽町高等学校等就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について、御承認頂けますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p> |
| 議長（藤江） | <p>議案第 5 号 邑楽町高等学校等就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第 6 号 邑楽町学校給食異物混入対策マニュアルについて、中繁学校教育課長説明をお願いします。</p> |
| 学校教育課長（中繁） | <p>学校給食センターで案を作成し、10 月の教育委員会で皆様にお示したところでございますが、その後、各小中学校長にも内容を確認していただき修正などを行いました。学校給食への異物混入については、場合によっては命にかかわる事案となることもあることから、本来発生してはならないことです。そこで、学校給食センターでは、異物混入の発生を限りなくゼロに近づけるとともに、異物混入事案が発生した場合の対応を適切迅速に行えるよう、異物混入対策マニュアルを作成するものです。</p> |

会議録

| | |
|-------------------|--|
| | <p>「異物の定義及び分類」のところでは、重複して表記されていた部分がありましたので、その部分を削除いたしました。「異物混入防止対策」のところでは、表現の統一や表記の訂正をしております。また、「異物混入時対応策」につきましては、給食センター内で異物が発見された場合、学校で異物が発見された場合、それぞれについて、図示したものとその説明があり、事故後の対応につきましても記載してございます。「混入発生時の連絡体制」につきましても図示しております。</p> |
| <p>議長（藤江）</p> | <p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 6 号 邑楽町学校給食異物混入対策マニュアルについて、御承認頂けますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p> |
| <p>議長（藤江）</p> | <p>議案第 6 号 邑楽町学校給食異物混入対策マニュアルについてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に、その他の 2) 平成 31 年 4 月行事予定について、中繁学校教育課長・半田生涯学習課長説明をお願いします。</p> |
| <p>学校教育課長（中繁）</p> | <p>学校教育課の 4 月の主な予定行事を読みあげる。</p> |
| <p>生涯学習課長（半田）</p> | <p>生涯学習課の 4 月の主な予定行事を読みあげる。</p> |
| <p>議長（藤江）</p> | <p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、その他の 3) 次回の教育委員会についてですが、4 月 25 日（木）午後 1 時 30 分からでお願いしたいのですが、どうでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p> |
| <p>議長（藤江）</p> | <p>それでは次回の教育委員会は 4 月 25 日（木）午後 1 時 30 分から行うことに決定しました。以上で公開案件は終わりにします。</p> <p>次に非公開案件に入ります。議案第 7 号平成 30 年度末事務局等職員人事についてを議題とします。</p> |

会議録

議長（藤江）

以下非公開

議案第7号平成30年度末事務局等職員人事についてを提案どおりに決定
します。

次にその他の1)平成30年度末教職員、事務局等職員人事についてを議題
とします。

以下非公開

以上で3月の教育委員会を閉会します。